

「原産国表示マニュアル」について

近年海外からの繊維製品輸入が大きく増加する状況に鑑み、平成17年5月には、経済産業省の指導の下、繊維関連27団体(注)が参加して「繊維製品の原産国表示に関する研究会」が設置され、業界宣言「繊維製品の適正な原産国表示の推進に向けた繊維業界の取り組み」が策定され、報告書「原産国表示のあり方について」を取りまとめました。

当業界からは、日本タオル卸商連合会、日本タオル工業組合連合会がこの業界宣言に参加しており、当連合会においては、この業界宣言並びに報告書に定められた「原産国表示のあり方」に準じた表示の指針を提示いたしております。(注)宣言に参加した繊維関連27団体は以下の通りです。

一般社団法人日本アパレル産業協会、日本被服工業組合連合会、日本輸出縫製品工業協同組合連合会、日本アパレルソーイング工業組合連合会、日本布帛製品工業組合連合会、全日本婦人子供服工業組合連合会、一般社団法人日本ボディファッショングループ、日本毛織物工業組合連合会、日本絹人織織物工業組合連合会、日本綿スフ織物工業組合連合会、日本織物中央卸商業組合連合会、日本タオル工業組合連合会、日本タオル卸商連合会、日本毛布工業組合、一般社団法人日本インテリアファブリックス協会、日本ふとん製造協同組合、一般社団法人日本フェルト協会、日本テントシート工業組合連合会、日本ニット工業組合連合会、日本ニット中央卸商業組合連合会、日本靴下工業組合連合会、日本手袋工業組合、日本繊維輸入組合、日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、一般社団法人日本専門店協会、日本繊維産業連盟

「アパレル原産国定義マニュアル」について

上記の原産国表示の指針に基づき作成された「アパレル原産国定義マニュアル」により、「ハンカチ、タオル、手拭い」における原産国定義は以下の通りとなっています。

先染め … 製織または編立を行った国 後染め … 染色を行った国

備考 ※裁ち端の縁かぎりや三巻しただけのものは縫製工程とならず原産国とはならない
※製品完成後、後加工や特殊加工を行った場合(例／抗菌防臭加工等)は、後加工国、特殊加工国を併記する

当連合会では、上記の法令遵守の立場、また消費者の商品に対する混乱を防ぐという業界の立場を勘案し、「タオルおよび手拭い」製品においては、以下の内容で「表示」を行うことを薦めております。下記の表示例とあわせてご参考にしてください。

～参考表示例～

当連合会に管理番号登録済の場合	自社表示の場合
組成表示 綿 100%	綿 100%
原産国表示 日本製	日本製
表示業者表示 日本タオル卸商連合会	会社名
同電話番号 072(729)0091	会社 電話番号
管理番号 AT-XXXX	

日本タオル卸商連合会

<https://nihon-towel.com>

〒562-0035 大阪府箕面市船場東 2-5-47 COM3 号館 5 階

TEL.072(729)0091 FAX.072(729)0090

✉ info@nihon-towel.com



タオル / 手拭い 品質表示マニュアル

BRIEF STATEMENT
Labeling of Textile Goods



タオルおよび手拭い製品には、家庭用品品質表示法という正しい表示のルールがあります。

はじめに

家庭用品品質表示法は、消費者が日常使用する家庭用品を対象に、品質について事業者が表示すべき事項や表示方法を定めて、家庭用品の品質表示を適正でわかりやすくし、消費者が商品購入に際して、適切な情報提供を受けることによって、損失を被ることのないように、制定をされているものです。

この法律の対象となる家庭用品は、繊維製品、合成樹脂加工品、電気機械器具、雑貨工業品の4部門で93品目になります(平成30年4月時点)。

本ガイドラインは、当業界で取り扱っている「タオルおよび手拭い」製品に関して、法律で定める内容を明確にするとともに、組合員各位に正しい表示をしていただく一助になればと考え作成いたしました。どうぞ活用ください。

日本タオル卸商連合会

1 商品の指定

消費者にとって品質を見分けることが困難で、かつ見分ける必要性が高いものが、「品質表示の必要な家庭用品」として指定されています。業務用のみに使用することを目的とした商品は対象となりません。

2 表示の基準

対象品目として指定されたものには、成分、性能、用途、取扱い上の注意など表示すべき事項(表示事項)と、表示する上で守らなければならない事項(遵守事項)が品目ごとに定められています。「タオル及び手拭い」は、表示事項として「繊維の組成」、付記事項として「表示者名及び連絡先」を記載することが定められています。

3 「指示」「公表」「表示命令」

表示事項を表示していないかたり、遵守事項通りの表示をしない事業者に関しては、行政機関は定められた表示義務を果たすように「指示」する権限を有し、かつ事業者がそれに従わない場合は、行政機関はその事實を一般に「公表」することができます。また、「指示」「公表」

だけでは正しい表示が徹底されず、そのまま放置されることによって消費者に著しい不利益を与える場合には、内閣総理大臣は、決められた表示を守るように罰則をもって強制する「適正表示命令」を出すことができます。さらに、表示のないものの販売を禁じる「強制表示命令」を出すこともできます。

4 表示者

表示する者は、製造業者、販売業者またはこれらから委託を受けた表示業者となっています。当該表示者は、表示内容についての責任の所在を明確にするために、「表示者名」として「社名・団体名」(法人登記された正式名称)を表示しなければなりません。あわせて、表示者は、連絡先(住所または電話番号)を対象商品に記載しなければなりません。

5 輸入品の場合の適用

輸入される家庭用品についても日本で販売される場合には本法の適用対象になり、日本語による表記がなされていなくてはなりません。また表示者については、日本国内において表示内容に責任が持てる者を表示者とします。表示の仕方は、上記「4.表示者」に記載されて

いる内容となります。

6 監督指導

この法律の徹底を図るため、消費者庁および経済産業省は、製造業者に対する立入検査や試買検査などを行い、指導や処分を行っています。

7 申出制度

表示が適正に行われていないために消費者の利益が損なわれることがあるときには、誰でも内閣総理大臣、経済産業大臣、知事、区長または市長に対し適当な措置を講ずるよう申し出ることができます。

8 家庭用品品質表示法及び関係法令

適正な表示を行うために、表示事項および遵守事項の詳細については、これら法令をよく確認してください。

- ・法 律／家庭用品品質表示法
- ・施 行 令／家庭用品品質表示法施行令
- ・施行規則／家庭用品品質表示法施行規則
- ・規 程／繊維製品品質表示規程